

2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ク リ ヨ ウ
代 表 者 名 代表取締役社長 米 山 大 介
(コード番号：1384 東証スタンダード)
問 合 せ 先 専務取締役 松 岡 昌 哉
(TEL： 011-812-1131)

定款一部変更のお知らせ

当社は2025年5月30日に開催された取締役会において、今年6月26日に開催される第77期定時株主総会にて以下の「定款一部変更の件」を付議事項とすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 変更案第 12 条および第 22 条は、株主総会および取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため株主総会および取締役会の招集権者、議長を変更するもの。
- (2) 変更案第 32 条および第 33 条は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任決議およびその任期に関する条文の追加を行うもの。

2. 変更の内容 変更の内容は以下のとおりであります。(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2 <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役会が定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従	2 <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に

い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (監査役の選任) 第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設) (新設) (監査役の任期) 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (新設) 第 34 条～第 48 条 (条文省略)	従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (監査役の選任) 第 32 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>第 2 項により選任された補欠監査役の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。</u> 5 <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> (監査役の任期) 第 33 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 第 34 条～第 48 条 (現行どおり)
--	--

3、日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 26 日（木）（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 26 日（木）（予定）

以上